



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
6月19日(水)  
号 外  
第41号

## 目 次

### 条 例

○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正.....	2
○栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正.....	4

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第32号）
- 1 難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正をすることとしました。
  - 2 この条例は、令和6（2024）年6月20日から施行することとしました。
- ◇栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（栃木県条例第33号）
- 1 地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税に係る外形標準課税の対象法人を見直すこと等のため、所要の改正をすることとしました。
  - 2 施行期日等
    - (1) この条例は、一部を除き、令和7（2025）年4月1日から施行することとしました。
    - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。



規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第16号。以下この項において「平成15年改正省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 略
- (2) 法第2条第3項の規定による被爆者健康手帳の交付
- (3)～(6) 略
- (7) 政令第8条第4項の規定による認定書の交付
- (8) 政令第11条第1項の規定による申請（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (9) 政令第11条第2項の規定による申請（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (10) 政令第12条の規定による届出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (11) 政令第13条の規定による届出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (12) 政令第15条の規定による申請（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (13) 政令第16条において準用する政令第12条の規定による届出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (14) 政令第16条において準用する政令第13条の規定による届出（電子的方法により行われるものを除く。）の受理等
- (15)～(23) 略
- (24) 省令第32条第2項の規定による届出の受理等
- (25)～(34) 略
- (35) 省令第44条第1項の規定による申請の受理等
- (36) 略
- (37) 省令第48条第1項の規定による申請の受理等
- (38)～(43) 略
- (44) 省令第58条第3項の規定による保健手当証書の返付及び交付
- (45) 省令第58条第4項の規定による通知及び保健手当証書の返付
- (46)～(61) 略

16の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医

規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第16号。以下この項において「平成15年改正省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 略
- (2) 法第2条第2項の規定による被爆者健康手帳の交付
- (3)～(6) 略
- (7) 政令第8条第2項の規定による認定書の交付
- (8) 政令第11条第1項及び第2項の規定による申請の受理等
- (9) 政令第12条（政令第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (10) 政令第13条（政令第16条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理等
- (11) 政令第15条の規定による申請の受理等
- (12)～(20) 略
- (21)～(30) 略
- (31) 省令第44条の規定による申請の受理等
- (32) 略
- (33) 省令第48条の規定による申請の受理等
- (34)～(39) 略
- (40) 省令第58条第2項の規定による保健手当証書の返付及び交付
- (41) 省令第58条第3項の規定による通知及び保健手当証書の返付
- (42)～(57) 略

16の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医

<p>療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)～(7) 略  (8) 法第28条第2項の規定による指定難病要支援者証明事業の実施  (9)～(12) 略  17～31 略</p>	<p>療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)～(7) 略  (8)～(11) 略  17～31 略</p>				
<p align="center"><b>附 則</b>  この条例は、令和6年6月20日から施行する。  (行政改革ICT推進課)</p>					
<p><b>栃木県条例第33号</b>  <b>栃木県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例</b>  (栃木県税条例の一部改正)</p>					
<p><b>第1条</b> 栃木県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。  次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <table border="1" data-bbox="699 235 1145 2047"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="774 1144 1145 2047"> <p><b>附 則</b>  <b>第23条の2 略</b>  (事業税の納税義務者等の特例)  <b>第23条の3</b> 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。」</p> </td> <td data-bbox="774 235 1145 1131"> <p><b>附 則</b>  <b>第23条の2 略</b></p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p><b>附 則</b>  <b>第23条の2 略</b>  (事業税の納税義務者等の特例)  <b>第23条の3</b> 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。」</p>	<p><b>附 則</b>  <b>第23条の2 略</b></p>
改正後	改正前				
<p><b>附 則</b>  <b>第23条の2 略</b>  (事業税の納税義務者等の特例)  <b>第23条の3</b> 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。」</p>	<p><b>附 則</b>  <b>第23条の2 略</b></p>				
<p><b>第2条</b> 栃木県税条例の一部を次のように改正する。  次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <table border="1" data-bbox="1145 235 1444 2047"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1289 1144 1444 2047"> <p>(事業税の納税義務者等)  <b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> </td> <td data-bbox="1289 235 1444 1131"> <p>(事業税の納税義務者等)  <b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		<p>(事業税の納税義務者等)  <b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>	<p>(事業税の納税義務者等)  <b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>		
<p>(事業税の納税義務者等)  <b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>	<p>(事業税の納税義務者等)  <b>第54条</b> 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p>				

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略  
イ 法第72条の4第1項各号(事業税の非課税の範囲)に掲げる法人、法第72条の5第1項各号(法人の事業税の非課税所得等の範囲)に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号(法人の事業税の標準税率等)に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項(定義)に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項(定義)に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人  
以外の法人で  
資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの

所得割額

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略  
イ 法第72条の4第1項各号(事業税の非課税の範囲)に掲げる法人、法第72条の5第1項各号(法人の事業税の非課税所得等の範囲)に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号(法人の事業税の標準税率等)に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされるもの、第4項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項(定義)に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項(定義)に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)(以下イにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人以外の法人で「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)

所得割額

(7) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2に規定する金額をいう。以下(7)及び(イ)において同じ。))が50億円を超える法人(イに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして施行令第10条の3に規定するものを含む。)をいう。以下(7)及び(イ)において同じ。))との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下(7)及び(イ)において同じ。))がある法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。))がある場合その他施行令第10条の4第1項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施行令第10条の5に規定する額の減少に伴うものに限る。以下(7)及び(イ)において同じ。))又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(4) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが

有するものとみなした場合において当該いずれか一のものとは当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるとき当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものに有するものとみなした場合において当該いずれか一のものとは当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（(7)に掲げる法人を除く。）

(2)～(4) 略  
2～4 略

**附 則**

（事業税の納税義務者等の特例）

**第23条の3** 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第5条の7に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。

（栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）

**第3条** 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（事業税の不均一課税） <b>第2条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業	（事業税の不均一課税） <b>第2条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業

(2)～(4) 略  
2～4 略

**附 則**

（事業税の納税義務者等の特例）

**第23条の3** 第54条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。

（栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）

**第3条** 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（事業税の不均一課税） <b>第2条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業	（事業税の不均一課税） <b>第2条</b> 知事は、地方活力向上地域内において法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業

務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。以下「認定事業者」という。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)

を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県条例(平成17年栃木県条例第5号。以下「県条例」という。)第56条(県条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

(1)～(3) 略

(不動産取得税の課税免除)

**第3条** 知事は、特別償却設備設置者

について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする

務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。以下「認定事業者」という。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備(法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の施設を除く。)を新設し、又は増設した者

の用に供する減価償却資産を除く。)について、当該特別償却設備を事業の用に供した日(以下「供用日」という。)の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県条例(平成17年栃木県条例第5号。以下「県条例」という。)第56条(県条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

(1)～(3) 略

(不動産取得税の課税免除)

**第3条** 知事は、認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日より当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで(同日以後3年を経過する日まで(同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて省令第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。))を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。))について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする

当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税を免除することができる。

**第4条** (固定資産税の課税免除及び不均一課税)

知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である  
県税条例第127条に規定する大規模の償却資産(公示日以後に取得した  
ものに限る。以下「大規模償却資産」という。)に対して課する当該大  
規模償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日を初日  
とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税を免除することができる。

**第4条** (固定資産税の課税免除及び不均一課税)

知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である  
県税条例第127条に規定する大規模の償却資産(公示日以後に取得した  
ものに限る。以下「大規模償却資産」という。)に対して課する供用日  
とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

**附 則**

(施行期日等)

**第1条** この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条、次項及び附則第4条の規定 公布の日
  - (2) 第2条及び附則第3条の規定 令和8年4月1日
- 2 第3条中栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条の改正規定(「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。)は、令和6年4月1日から適用する。  
(栃木県県税条例の一部改正に伴う経過措置)

**第2条** 第1条の規定による改正後の栃木県県税条例(以下「7年新条例」という。)附則第23条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度(以下「最初事業年度」という。)の事業税(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日(以下「法公布日」という。)を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の栃木県県税条例第54条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る7年新条例附則第23条の3の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

**第3条** 第2条の規定による改正後の栃木県県税条例(以下「8年新条例」という。)第54条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 8年新条例第54条第1項第1号イ(8年新条例附則第23条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号イ(7)又は(イ)に掲げる法人に該当するものを行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額(以下「令和8年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額(以下「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又



は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について8年新条例第58条の規定により申告納付すべき事業税額(以下「令和9年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第4条** 第3条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条及び第4条の規定は、附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に特別償却設備(地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

(税務課)